

令和5年度 第3期定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した令和5年度第3期定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

藤沢市監査委員	中川隆
同	石田晴美
同	西智
同	平川和美

第1 監査の概要

1 監査の実施期間

2023年（令和5年）11月6日から同年12月26日まで

2 監査の種類及び対象

- (1) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査
市民自治部、市民病院

3 監査の範囲

主として、令和5年度（2023年4月1日から2023年9月末日まで）に執行した上記部局各課等が所管する財務に係る事務及び経営に係る事務

4 監査の着眼点

- (1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。
(2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
(3) 支出に係る事務は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

藤沢市監査基準に準拠して次により実施した。

- (1) 監査対象課等から提出された事前資料等に基づき調査事項を決定し、関係資料の試査・照合及び関係職員に対してヒアリングを行った。
- (2) 事務事業の執行状況等について監査委員によるヒアリングを行った。

第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類等を調査した結果、おおむね適正に執行されていたが、事務の一部に検討を要するものが見受けられた。意見として付すので、改善に向けて検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

1 意見・要望

(1) 施設の管理等

ア 市民センターのトイレ再整備について（市民自治部）

市内11市民センターは、建築後数十年経過したセンターから2022年に再整備が完了した善行市民センターまで築年数が様々である。近年再整備された市民センターには、洋式トイレ（温水洗浄便座付）が標準整備されているものの、建設から一定程度以上経過している市民センターでは、温水洗浄便座無し洋式トイレに和式トイレが併存している施設が多い。

特に和式トイレについては、現代の生活様式にマッチしているとは言い難く、利用者にとっては使いにくい、あるいはあってもほとんど利用されていない状況にある。

各市民センターは、地域と行政および、市民同士が密接な協働・交流関係を構築する地域拠点であるとともに、各地区の防災拠点という重要な役割を担う。さらに、公民館祭り等で多くの市民が集う場所でもある。全ての市民が安心して快適に利用できるトイレを整備することは重要であり、早急に改修を要すると考える。

改修には、時間と費用がかかることは承知しているが、全ての市民センターが市民に愛され、誰もが気軽に安心して利用できる施設となるよう、

市としてしっかりとトイレ改修計画を策定し、真摯に対応すべきである。

イ 駐車場用地の財産区分変更等について（市民自治部御所見市民センター）

管理施設である御所見市民センター駐車場用地は、現在、民間事業者が駐車場として使用しているが、その財産区分は行政財産であり目的外の使用許可をしている。

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいうものであり、当該用地については今後の活用予定はないものと聞いている。

このことから、行政財産を普通財産として区分変更することを検討されたい。

あわせて、本市では、厳しい財政状況が続くことが予想されている。そのような状況下で、使用を認めるにあたり、普通財産として区分変更したうえで、収入確保の観点から賃貸借契約による運用について検討されたい。

ウ 旧辻堂市民センター跡地の有効活用について（市民自治部辻堂市民センター）

市は、2021年8月、辻堂西海岸に辻堂市民センターを再整備した。これに伴い、それまで辻堂東海岸にあった同センター（旧市民センター）を閉鎖した。市は、今後、旧市民センター跡地を更地化したうえで売却する予定である。現在、旧辻堂市民センターは、防犯上の理由から、建物機械警備等を行っている状況にあり、施設の状態については、月1回職員による確認を実施している。

現状閉鎖された建物を長期間現存し管理していくことは、住宅街に立地している状況を考慮すると、景観の悪化や防犯上も好ましい状況とは言えない。

物価高騰のあおりを受けている経済情勢を加味するなら、解体工事にかかる人件費も高騰していることから、早期に着手すべきである。

建物除却後の跡地売却までの有効活用策については、資産の有効活用の

観点から早期に検討されるよう要望する。

意見・要望 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの。
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの。